

市民は公民館の廃止に反対

社会教育主事の配置 宇治公民館を設置 社会教育の充実で市民生活向上を

市教委は2019年10月に「公民館の今後のあり方について(初案)」を示し、公民館の課題を5点あげ、市の公民館5館すべてを廃止するとしてパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントには市民から 200 件を超える意見が出され、「公民館の廃止に反対」が98%でした。

にもかかわらず、市教委は、公民館5館を廃止する考えを変えず強行しようとしてきました。

市議会では、日本共産党議員が「市教委のいう公民館の5つの課題について、公民館で解決することはできないのか」と追及。

当時の担当課長は「(5つの課題は)公民館で解決できないことはない」と明確に答弁、公民館を廃止する理由が破綻していることが明らかになりました。

市民の声と党議員団の論戦によって、公民館廃止をストップさせてきました。

日祝の開館で利用しやすく 専門職員を配置し市民活動の充実を

市教委は公民館廃止を表明したのち、現在までの約5年間、自らが公民館で解決できるとした5つの課題について取組を行ってきませんでした。

このような状況で、2月6日の市議会文教福祉常任委員会で、市長が進めている中宇治地域に新設を予定している市民協働の複合施設に「学びの場として生涯学習の機能を持たせる」と報告しました。

この報告について、党議員は「初案の5つの課題の解決をなぜしないのか。若い世代が利用できないという課題について、なぜ日曜日に開館しないのか。(課題に取り組まないことは)

仕事を放棄している」「公民館は社会教育主事を配置して充実させるべきだ」と追及。

担当副課長は「財政が厳しく現状の人的ソースを考えると難しい」と答弁しました。

党議員は「担当課は公民館をどう充実させるかが仕事だ。新拠点に渡りに船とばかりに乗っかるのは安易すぎる」と市教委の姿勢を改めるべきと厳しく指摘しました。

さらに、党議員は「本来、公民館には社会教育指導主事という専門職がいて、利用者と一緒に高めてきた。新拠点でそれが出来るのか。公民館を一層発展させる立場で考えるべき」と、公民館を充実すべきだと追及しました。

社会教育主事とは(文部科学省HP、社会教育法より)

社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。

職務の例としては

- 1.教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- 2.管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- 3.社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- 4.管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施
など、業務は多岐にわたっています。

社会教育法(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2.館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3.主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

日本共産党
宇治市会議員団

議員団だより 2024年2月18日号
宇治市宇治琵琶33 宇治市議会内
TEL: 0774-22-3141(内線2817)
FAX: 0774-24-7884

ご意見、
ご相談は
こちらへ

